

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	人事院
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>職員に対し、その意に反して、降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、職員に処分説明書を交付し、その中で、当該処分について人事院に対して不服申立をすることができる旨及び不服申立期間(処分説明書を受領した日の翌日から60日以内)を記載しなければならないとされている。</p> <p>なお、転任、配置換等の任用は、職員が著しく不利益な処分を受けたと思料する場合には処分説明書の交付を請求ことができ、この場合にも処分説明書にこれらの事項は記載されている。</p> <p>以上のとおり、職員に対する不利益処分に関しては、その不服申立てについて必要な教示制度は整えられている。</p> <p>各府省がその裁量により実施している任用に対して、一律に教示義務を課すこととなれば、職員が自らの異動について不必要な疑念を抱くことともなり、また、それは任命権者と職員との間の信頼関係を損ない、円滑な人事管理を阻害するおそれがある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>採用、昇任、転任、配置換等の職員に対する処分について、一律に教示義務の対象とする必要はない。</p> <p>〔 行政事件訴訟法で、出訴期間の教示が義務付けられた場合は、上記の処分説明書に、取消訴訟に関する出訴期間について記載することを検討 〕</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	人事院
ご意見をいただく事項	第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の準備
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>裁決に関する記録の中には、人事院に対して国家公務員法第90条の不利益処分の不服申立てを行った者等の個人に関する情報、公務員が職務上知り得た秘密に関する情報等も含まれることから、提出対象に例外が認められない場合には、プライバシー、守秘義務等の点から問題となる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>個人に関する情報、公務員が職務上知り得た秘密に関する情報等が含まれる文書については提出を拒むことができることとすべきと考える。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	人事院
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備
<p data-bbox="311 459 1189 504">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="279 548 1364 660">職員に対する分限処分又は懲戒処分に対して執行停止等が行われた場合には、公務の能率的運営又は公務員関係の秩序維持が阻害されるおそれ等がある。</p> <p data-bbox="311 705 1364 907">例えば、分限免職処分に対して提訴があった場合、免職処分の執行が停止され、判決が出るまで職員の身分を保有したままとなるということになれば、任命権者が官職への適格性が認められないと判断して公務から排除した者が、職員として勤務し続けることとなり、公務の能率的運営が阻害されるおそれがある。</p> <p data-bbox="311 918 1372 1120">また、懲戒免職処分に対して提訴があった場合、免職処分の執行が停止され、判決が出るまで職員の身分を保有したままになるということになれば、義務違反又は非違行為を行った制裁として免職された者が職員として勤務し続けることとなり、公務員関係の秩序維持が阻害され、公務への国民の信頼確保が図れなくなるおそれがある。</p> <p data-bbox="311 1288 997 1332">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p data-bbox="311 1366 1364 1444">のことから、職員に対する分限処分及び懲戒処分については仮の救済の制度の対象としてなじまないものと考えられる。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	人事院
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (2)取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>職員に対する不利益処分について、出訴期間による制限を設けないものとした場合、公務員関係を長期にわたり不安定な状態に置くこととなる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>職員の身分を早期に確定する必要があることから、職員に対する不利益処分については、取消訴訟の出訴期間による制限を維持することが適当である。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	人事院
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1) 原告適格の拡大		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>職員に対する不利益処分不服申立ての原告適格については、 に記述する理由により、審査請求をすることにつき「法律上の利益」を有することが必要とされており(人事院規則13 - 1第6条第1項第4号)、行政事件訴訟法の原告適格を拡大する場合、職員に対する不利益処分不服申立ての原告適格との間に差が生じることとなる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>職員に対する不利益処分不服申立てについては、(1)職員に対する不利益処分は一身専属的性質を有するものであって処分の効果は被処分者本人の利益にかかるものにすぎない以上、被処分者以外の者に原告適格を認める実益がないこと (2) 仮に被処分者以外の者に原告適格を与えた場合、自己の法律上の利益と関係のない理由による不服申立てが数多くなされることによるいわゆる濫訴の弊が予想され、行政の円滑な運営に支障が生じること等の理由により、原告適格について拡大することは不適切と考える。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	人事院
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (3) 不服審査前置による制約の緩和		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>職員に対する不利益処分不服申立てについては、不服審査前置の規定が設けられているが(国家公務員法第92条の2)、これは、人事院が人事行政の専門機関として、処分の違法性のみならず不当性についても合理的、かつ公正な判断を行える立場にあること、行政部内の問題について人事行政の専門機関において審査を行うことにより判断の統一性を図ることができること、簡易迅速な手続によって被処分者の救済を図ることができること、出訴前に人事行政の専門的機関の救済を求めるほうが訴訟経済面からも妥当であること等の理由に基づくものである。</p> <p>職員に対する不利益処分について不服審査前置を廃止すると、以上のようなメリットが減殺されることになるものとする。</p> <p>なお、現行の行政事件訴訟法第8条第2項第1号において、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても判決のないときは取消訴訟を提起することが許容されており、不服審査前置を課していることによって職員に特段の不利益を強いていることはないものとする。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>上記 の理由により、職員に対する不利益処分不服申立てについては、現行の不服審査前置制度を維持すべきものとする。</p>			